

TTC DSL 専門委員会スペクトル管理サブワーキンググループ

日付：2004年8月19日提出元：イー・アクセス株式会社¹題名：保護判定基準値について

保護判定基準値に関する課題について、以下にて当社の考え方を述べる。

1. 一定のサービスレベルを基に設定すべきか（基準値を定める考え方について）

JJ100.01 第2版のスコープ“メタリック加入者回線の同一ケーブル上で、複数伝送システムが共存出来るよう、伝送システム相互間の漏話の許容範囲を定めることにより、合理的なスペクトルの利用環境を保証するとともにメタリック加入者回線を有効に利用する”にそって、引き続き、保護判定基準値を設定することが適当である。

また、各DSL事業者のサービス戦略によって異なってくるサービスレベルを、TTCが作成する技術標準の中で用いることについても賛成できない。

なお、本項目については、既述したようにサービス戦略に密接に関連するため、各DSL事業者がそのメリットについて共有出来るかがポイントであり、各DSL事業者の合意が得られないのであれば、第3版への導入は拙速に進めるべきでない。

2. ISDNの扱いについて

加入電話サービスを除いては、メタリック回線を利用する伝送システムの中では、現に最も導入数が多いため、引き続き、与干渉源として扱うべきと考える。

本寄書に関連する課題番号	C.3.1、C.3.3、C.4.4
--------------	-------------------

以上

¹ イー・アクセス株式会社
渡辺 芳治 南 健太郎 大橋 功